

高岡地区広域圏事務組合格約

平成5年2月10日富山県指令4地第942号
改正 平成10年4月1日富山県指令地第189号
改正 平成12年1月1日
改正 平成17年10月14日富山県指令市第1066号
改正 平成19年3月29日富山県指令市第168号
改正 平成23年2月14日富山県指令市第67号
改正 平成25年5月1日
改正 平成26年2月6日富山県指令市第27号

(組合の名称)

第1条 この組合は、高岡地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、高岡市、氷見市及び小矢部市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 広域活動計画の策定及び事業の実施に関する事務
- (2) 関係市が採取した公害試料の分析に関する事務
- (3) ごみの処理施設（2以上の市の区域を対象とするものに限る。）の設置及び管理運営に関する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、氷見市上田子字笹谷内50番地に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、14人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

- (1) 高岡市 7人
- (2) 氷見市 4人
- (3) 小矢部市 3人

2 組合議員は、関係市の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

(組合議員の任期等)

第6条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期による。

2 組合議員に欠員が生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した関係市の議会は速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(議長及び副議長)

第7条 組合議会に議長及び副議長1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(選挙結果報告等)

第8条 組合議員の選挙が終了したときは、関係市の長は、直ちにその結果を理事会に報告しなければならない。

2 理事会は、前項の報告を受けたときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

(理事会)

第9条 組合に理事会を置き、理事3人をもって組織する。

2 理事は、関係市の長をもって充てる。

3 理事に事故があるときは、当該理事の属する市の副市長又はあらかじめ当該理事において指名した職員がその職務を代理する。

4 前項及び次条に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(理事長及び副理事長)

第10条 理事会に理事長及び副理事長1人を置く。

2 理事長及び副理事長は、理事が互選する。

3 理事長は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を代理する。

(会計管理者)

第11条 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、理事長の属する市の会計管理者をもって充てる。

(補助職員)

第12条 組合に職員を置き、理事会がこれを任免する。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。

(経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、組合の財産から生ずる収益、関係市の分担金、国、県補助金その他の収入をもって充てる。

2 前項の分担金の総額及び関係市の分担すべき額は、組合の議会の議決を経て定める。

(高岡地区ふるさと市町村圏基金の設置)

第15条 第3条第1号に規定する事業のうち、地域振興事業を実施するため、組合に別に条例で定めるところにより、高岡地区ふるさと市町村圏基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金は、関係市の出資金、県の助成金等により設置する。

(基金に属する財産の処分の制限)

第16条 基金に属する財産のうち、関係市の出資金総額に相当する額は、これを処分することができない。

(基金に対する関係市の権利)

第17条 組合が解散する際には、基金に属する財産は、出資割合に応じ、関係市に帰属する。

附 則

この規約は、富山県知事の許可のあった日から施行する。

(許可 平成5年2月10日 富山県指令4地第942号)

附 則

この規約は、富山県知事の許可のあった日から施行する。

(許可 平成10年4月1日 富山県指令地第189号)

附 則

この規約は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年11月1日から施行する。

(許可 平成17年10月14日 富山県指令市第1066号)

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(許可 平成19年3月29日 富山県指令市第168号)

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

(許可 平成23年2月14日 富山県指令市第67号)

附 則

この規約は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、富山県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(許可 平成26年2月6日 富山県指令市第27号)